

## 仕 様 書

堺市介護認定審査会ペーパーレス会議システム導入業務に関する仕様書(以下、「本仕様書」という。)は以下の通りとする。

### 1 件名

堺市介護認定審査会ペーパーレス会議システム導入業務

### 2 目的

介護サービスを必要とする市民の利便性の向上及び審査会運営の効率化を図るため、ペーパーレス会議システム(以下「本システム」という。)を導入する。

現在、紙資料で実施している審査会資料を電子データでシステム上に登録し、各審査会委員はタブレット端末から、システム経由で資料データを確認し、検索機能やメモ・付箋等の機能を活用することにより資料の確認作業にかかる効率化を図る。

### 3 使用期間

#### (1) 契約期間

契約締結日から令和13年7月31日まで

#### (2) システム運用開始日

令和8年10月1日

ただし、令和8年8月1日からシステム運用開始日の前日までは準備期間とし、その間のシステム利用料は無償とすること。

#### (3) その他

本市が別途用意するタブレット端末の入荷が諸般の事情により遅れる場合は、使用料の発生時期も含め、協議の上決定する。

### 4 操作マニュアル及び研修動画の作成

運用開始日までに以下の操作マニュアル及び研修動画を作成し、(3)を除く操作マニュアルについてはPDFデータで提出すること。また、研修動画は、QRコードにてアクセス可能な形式で提出すること。また、QRコードと併せてURLも記載すること。なお、操作マニュアルはIT専門用語を避け、画面キャプチャやデモ画面を活用して分かりやすく記載し、記載内容に沿って操作すれば問題なくシステムを利用できるようにすること。

#### (1) 管理者操作マニュアル

#### (2) 利用者操作マニュアル

#### (3) 利用者操作マニュアル(動画版)

### 5 操作研修の実施

管理者及び利用者研修を以下のとおり実施すること。

#### (1) 管理者研修(2回) 対象者 30名程度(各区地域福祉課職員)

対面形式で実施すること。

※操作説明者はウェブ形式での対応でも良いが、その場合、操作補助者を1名以上派遣すること。

※研修は、1回につき2時間程度の操作研修を実施し、操作研修後の問い合わせにも適時対応すること。

※研修に必要となる会場及び備品については、本市において準備するものとする。

#### (2) 利用者研修(2回) 対象者 延べ386名(介護認定審査会委員)

ウェブ形式で実施すること。

※研修は、1回につき1時間程度の操作研修を実施し、操作研修後の問い合わせにも適時対応すること。

### 6 システムの仕様

次の仕様を満たすこと。

- (1) 審査会資料をスキャンし PDF 化したうえでシステムに登録し、タブレット端末やパソコンから、携帯電話回線または Wi-Fi を利用して閲覧できる仕組みとすること。
- (2) 画像 PDF (文字情報をコピー&ペーストできない PDF) で運用できること
- (3) iOS 及び Windows、Android の各種 OS に対応しており、アプリケーションもしくはブラウザを通じて、パソコン及びタブレット端末、スマートフォンのいずれからもサーバーに登録した資料を閲覧することができるものとする。
- (4) データのアップロードは、インターネット接続環境から行えることとし、仮想ブラウザ方式にも対応していること。また、Windows 搭載のパソコン上から資料の登録、差替えや削除などの操作を容易に行えること。
- (5) 本市の行政区毎 (7 区) にそれぞれ独立した環境を作成すること。
- (6) 本システムは、認証機能を有するものとし、受注者は、利用者へシステムへのアクセス権限を有する ID とパスワードを付与するものとする。なお、付与する ID の数は 455 とする。
- (7) 利用者ごとにアカウントの ID 及びパスワードを設定・変更ができることとし、パスワードは英数字等を含む 8 文字以上の設定ができること。
- (8) システム管理者が、個々の利用者やグループ単位で機能の使用範囲を制限できること。
- (9) アカウントの数やファイル容量については、必要に応じ協議の上、増減することができること。
- (10) サーバーはクラウド型によるものし、1GB 以上のデータが保存できる容量を確保すること。
- (11) 複数名分の対象者データをまとめて PDF で取り込み、対象者一覧を自動生成できること。さらに、取り込んだ PDF は対象者ごとに自動的に分割され、クラウドに保存される機能を備えること。
- (12) 資料を閲覧する際、画面内に 2 ページ表示 (見開き表示) できる機能を有すること。
- (13) 2 画面表示の際、別の対象者の画面を参照すると対象者誤り防止のための確認画面が表示されること。
- (14) ファイルに手書きメモの記入やテキスト貼付が可能で、アカウントごとに保存できること。加えて、手書きメモは ID 管理され、同一 ID であれば端末を問わず同じ内容を閲覧できること。
- (15) 本システムに表示する資料は、タブレット画面に合わせて最適化され、拡大・縮小が自由にできること。ページ送りはフリック操作で容易に行えること。
- (16) 画面を拡大・縮小したままでもページ送りが可能であること。
- (17) カレンダー形式 (月表示、日表示の切り替えが可能であること) で審査会の日程を選択して資料の表示ができること。
- (18) 審査会開催前に資料の確認ができ、要介護等の判定入力が必要な事前判定集計機能を有すること。ただし、当該機能はオプションとして選択式であること。
- (19) 本システムのバージョンアップにかかる費用は原則として無償とすること。機能追加や操作に変更に生じるような重要なバージョンアップについては、事前に本市へ通知したうえで最新版を提供すること。
- (20) 必要なシステムのセットアップを実施するほか、機器のキッティング作業は本市が別途契約する機器調達事業者の業務範囲となるが、当該事業者の作業に対して協力すること。
- (21) 利用支援のため、サポート体制を整備し、電話又はメールでの問い合わせ対応を実施すること。
- (22) 電話での対応時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。(土・日・祝日・年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日) を除く)

## 7 セキュリティ対策・障害時の対応について

セキュリティについては、次の要件を満たすものとする。

- (1) 本システム及びそれに係る機器の正常な稼働を維持するため、不正アクセス、情報漏えい、ウイルス対策などのセキュリティ対策を徹底すること。
- (2) 本システムを利用した時にはログイン履歴を取得し 12 か月以上管理すること。また、必要に応じて本市に提示又は提出すること。
- (3) 不正アクセス発生時には、速やかに本市へ報告し、調査、原因分析、再発防止策を実施すること。
- (4) 障害や不具合による利用制限及び停止を回避するため、バックアップを日次で 1 回取得し、直

近3日分以上のデータを保管すること。

- (5) 障害や不具合発生時には、迅速に原因特定と復旧を行うため、発注者契約の機器調達事業者と連携し、誠実に対応すること。
- (6) 本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。

## 8 データセンターについて

次の仕様を満たすこと。

- (1) データセンターは日本国内に設置され、24時間365日の運用・監視体制が確保されていること。
- (2) 地震、火災、漏水等の災害に対する十分な対策が講じられており、災害時に備えたバックアップ体制が整っていること。
- (3) 建物の出入口には適切な防犯措置が取られていること。
- (4) データセンターへの入館は、事前登録された者のみが可能となるよう管理されていること。
- (5) 停電時でも無停電電源装置等により継続運用できる対策が講じられていること。
- (6) サーバーに対する不正アクセス、情報漏えい、ウイルス感染等を防ぐためのセキュリティ対策が万全であること。

## 9 その他

- (1) 受注者は、業務で知り得た情報を本市の承認なく利用、第三者への提供・公表を行ってはならない。これは契約終了後も同様とする。
- (2) 契約終了後は本業務に関する情報を全て廃棄・消去し、書面にて廃棄証明書を提出すること。
- (3) 別紙1「暴力団等の排除について」を遵守しなければならない。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、受注者は本市と協議の上、決定すること。

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて引渡期限の延長等の措置をとるものとする。